

移住・定住対策について

1、空き家調査について

○本市の空き家調査は平成24年5月から現地調査を開始し、平成27年2月までに全戸調査（賃貸住宅等を除く住宅用家屋10,052戸）を完了しています。

○平成27年度はBランクの追跡調査と地域情報調査を行った。

※地域情報調査・・・自治会の行事、移住者受入れの考え方や、移住施策への意見

H28.3末時点の空き家数					
地区/ランク	A	B	C	D	合計
物部町	1	38	237	95	371
香北町	0	96	190	69	355
山田（中山間）	0	21	70	45	136
山田（調整区）	0	70	181	55	306
山田（市街地）	2	65	171	31	269
合計	3	290	849	295	1,437

- Aランク ほとんど補修の必要なし
- Bランク 軽微な補修が必要
- Cランク 相当な補修が必要
- Dランク 補修不可能

2、空き家バンクについて

上記の調査を基に、所有者の同意を得られたものを、空き家バンク制度に登録して公式ホームページで公開しています。年間10戸の登録を目標としています。

H24.4～H28.10	
項目	件数
1、現在までの登録件数	49
2、成約件数	20
3、現在の登録件数	18

3、移住者に対する支援事業

①香美市空き家改修費等補助金

- ・補助率 2分の1以内
- ・補助限度額 50万/県内からの移住 100万/県外からの移住

②お試し移住体験住宅

- ・場所 香北町吉野 高知県公営企業局吉野職員宿舎
- ・入居可能期間 1ヶ月～6ヶ月
- ・賃料 1万5千円/月
- ・共益費 220円/月
- ・施設数 5室（H28.8末時点 満室）

4、移住PR事業

①シティプロモーションビデオ作成

全国移住ナビや香美市ホームページに掲載、移住相談窓口でPR

②香美市住み歩きマップ作成

- ・香美市の主要場所に配布
- ・高知市のアンテナショップや道の駅、空港などに配布
- ・移住相談会や移住相談窓口でPR

5、移住・定住の体制強化

①平成28年度に「定住推進課」を設置

- ・定住班を2名から3名に増員
- ・集落支援員を2名増員（計6名）

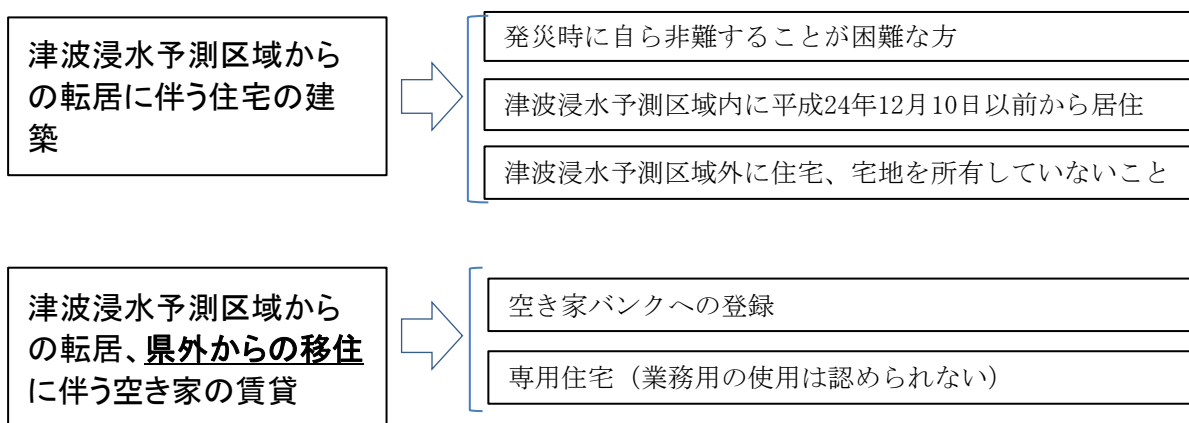
②平成27年度よりNPO法人いなかみに移住定住業務を委託

- | | | |
|----------------|-----|--------------------------|
| ・情報発信（ポータルサイト） | ・・・ | アクセス数月2万6千～2万9千件 |
| ・移住相談窓口 | ・・・ | 問合せ数月18～25件 |
| ・移住ツアー | ・・・ | 年2回実施 |
| ・交流事業 | ・・・ | 移住者同士のマッチングや、サロン開催など毎月実施 |

6、移住実績

平成26年度	10組17人	
平成27年度	23組38人	
平成28年度	20組40人	目標値

7、市街化調整区域における規制緩和



市街化調整区域における開発許可の規制緩和について



南海トラフ地震から県民の命を守ることや、県外からの移住を促進することを目的として、「津波浸水予測区域からの転居に伴う住宅の建築」、「市街化調整区域の空き家の賃貸」について、高知県開発審査会へ付議し、審査会の議決を経たものは認められることになりました。

開発審査会へ付議するための目安

津波浸水予測区域からの転居に伴う住宅の建築

◆対象者

- ・発災時に自ら避難することが困難な方(避難行動要支援者名簿登載者及び市町長が認めた方)
- ・津波浸水予測区域内の本人又は同居する親族が所有する住宅に、津波浸水予測区域公表日(平成24年12月10日)以前から居住
- ・津波浸水予測区域外に居住用の住宅や、津波浸水予測区域外に住宅の建築が可能な土地を所有していないこと

◆転居先の土地等

- ・津波浸水予測区域外であること
- ・津波浸水予測区域公表日以前から本人又は3親等内の親族が所有する土地(同一市町内の転居は購入した土地も可)
- ・専用住宅に限る(ただし、転居元が業務用併用住宅の場合は、同種の業務併設は可)
- ・敷地面積は500㎡以内であること

◆その他

市街化調整区域の空き家の賃貸

◆住宅の要件

- ・合法性(都市計画法、建築基準法)
- ・空家化の理由(建築主の死亡等、又は10年以上適正に使用)
- ・耐震性(S56. 5. 31以前の住宅は耐震診断)

◆借主の要件

- ・津波浸水予測区域からの転居
- ・県外からの移住

◆市町の関与

- ・空家バンクへの登録
- ・借家希望者の要件チェック

◆賃貸後の用途

- ・専用住宅(業務用の使用は認められません)

◆許可の流れは別紙のとおり

※上記は、あくまでも開発審査会へ付議するための目安であり、個別の案件ごとに資料などを基に判断することになります。詳細につきましては、県土木部都市計画課までお問い合わせください。

高知県開発審査会

○組織

都市計画法第78条第1項に基づいて設置され、法律、経済、都市計画、建築、公衆衛生、行政に関する学識経験者等7名の委員によって構成されています。

○事務

市街化調整区域における開発行為及び建築(建設)行為で開発審査会の議を経ることとされているものの審査などを行います。

○開催時期

原則、3月、6月、9月、12月の年4回開催されます。

※本規制緩和は、南国市、香美市、いの町の市街化調整区域が対象となります。(中核市である高知市は除かれます)

問い合わせ先

高知県土木部都市計画課(開発指導担当)

〒780-8570

高知市丸ノ内1-丁目2-20

TEL088-823-9849、FAX088-823-9349

